

草地畜産基盤整備事業（公共）のうち 草地林地一体的利用総合整備事業（拡充）

【14,390（13,418）百万円の内数】

対策のポイント

中山間地域における未利用地の林地、耕作放棄地等の畜産的活用のための基盤と関連施設を一体的に整備することによって、地域における畜産の維持・促進を図り、飼料自給率の向上を目指します。

（耕作放棄地率とは）

耕作放棄地率とは、農林業センサスによる耕作放棄地面積と経営耕地面積の合計を分母とし、耕作放棄地面積を分子として算出した値のことをいいます。

[耕作放棄地面積／（耕作放棄地面積+経営耕地面積）×100]

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

＜内容＞

1 事業内容

（1）事業内容

事業実施計画の策定、基本施設整備事業、利用施設整備事業、土地利用円滑化事業

（2）採択要件の拡充

- ① 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法の指定地域
- ② 酪肉近代化計画を策定している市町村
- ③ 家畜飼養頭数がおおむね1,000頭以上（肥育豚換算）
- ④ 次のいずれかを満たすこと
 - ア 林野率が75%以上等
 - イ 畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある面積が1/2以上
 - ウ 田の面積のうち勾配が1/20以上の土地にある面積が1/2以上
 - エ 積算温度が著しく低く、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等
- オ 耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%以上であって、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想に耕作放棄地対策を定めている市町村
- ⑤ 草地、林地等の受益面積がおおむね30ha以上であること等

【補助率：55%（離島60%）、事業実施計画の策定50%】

2 事業実施主体

都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

【担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））】